

医 第 1761 号 の 3
平成 30 年 2 月 28 日

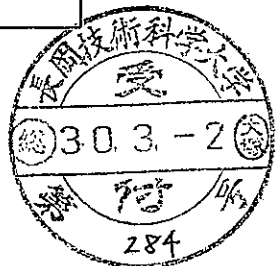
新 潟 大 学 長 様
日本歯科大学新潟生命歯学部 長 様
新 潟 薬 科 大 学 長 様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長 様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長 様
新 潟 工 科 大 学 長 様
上 越 教 育 大 学 長 様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長 様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長 様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長 様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の
施行について (通知)

このことについて、別紙のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありましたので、御了知の上、関係学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：福祉保健部医務薬事課
薬事指導係 山下
TEL：025-285-5511 (内線 2558)
FAX：025-280-5641



薬生発0221第1号
平成30年2月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第36号）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、覚醒剤の製造原料となる1物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、覚せい剤原料を指定する政令（平成8年政令第23号）の一部を改正した。

2 改正の内容

次の物質を新たに覚醒剤原料に指定した。

2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル) ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

3 施行期日

公布の日（平成30年2月21日）から起算して30日を経過した日（平成30年3月23日）から施行する。



平成 30 年 2 月 21 日

【照会先】

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

課長補佐 秋篠 邦治（内線 2795）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2454

報道関係者 各位

新たに 1 物質を覚醒剤原料に指定し、規制の強化を図ります

本日付で、「覚せい剤原料を指定する政令」を一部改正し、新たに 1 物質（※1）（※2）を覚醒剤原料として指定しました（政令の施行は本年 3 月 23 日）。

新たに覚醒剤原料に指定することで輸出入、製造、流通、所持、使用が規制されます（※3）（※4）。

※1 化学名：2，6－ジアミノ－N－（1－フェニルプロパン－2－イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

※2 覚醒剤原料に指定される物質には 4 つの立体異性体があり、そのうちの一つである下記物質を主成分とする医薬品が海外で流通しています。

化学名：（2S）－2，6－ジアミノ－N－〔（2S）－1－フェニルプロパン－2－イル〕ヘキサンアミド

国際一般名称：リスデキサンフェタミン（Lisdexamfetamine）

海外での販売名称：Vyvanse、Elvanse、Venvanse、Tyvense、Aduvanz

販売元：Shire Pharmaceuticals

※3 覚醒剤原料に関する罰則

最高で 1 年以上の有期懲役又は情状により 500 万円以下の罰金の併科

※4 覚醒剤原料は覚醒剤原料輸入業者・輸出業者が、その都度、厚生労働大臣の許可を受けて輸出入する場合を除き、一般の個人が輸出入することは禁止されています。